



# 山形県公報

令和元年10月29日（火）  
第51号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新	(みどり自然課)	…645
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(同)	…646
○鳥獣保護区特別保護地区の指定	(同)	…647
○同	(同)	…同
○昭和54年10月県告示第1749号（鳥獣保護区設定）の一部改正	(同)	…648
○平成元年10月県告示第1209号（鳥獣保護区設定）の一部改正	(同)	…649
○特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	…同
○平成25年10月県告示第974号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正	(同)	…651
○平成28年10月県告示第909号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正	(同)	…同
○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	…同

### 公 告

○農用地利用配分計画の認可の申請	(農村計画課)	…同
------------------	---------	----

## 告 示

### 山形県告示第387号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項及び同条第7項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域を変更し、及び存続期間を更新する。

令和元年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 大平山鳥獣保護区（西置賜郡白鷹町）
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

#### (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

#### (2) 鳥獣保護区の指定目的

大平山鳥獣保護区は、西置賜郡白鷹町の市街地の北部に位置し、大平山を中心として畑地、水田、果樹園、植林地等を含む里山地域となっている。大平山の中腹には、白鷹町が整備した「ふるさと森林公園」があり、森林浴や憩いの場として広く利用されている。

また、当該地域の西側には最上川の中流域が広がり、アユ、イワナ等の内水面漁業が盛んな地域となっている。

このような自然環境を反映して、コゲラ、ツグミ等の鳥類及びトウホクノウサギ、ニホンカモシカ等の獣類などの身近な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 山形県告示第388号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和元年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 木地山、野川鳥獣保護区（長井市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
木地山、野川鳥獣保護区は、朝日連峰の南部域にあたり、長井市を流れる野川の上流域に位置し、野川本流及びその支流である布谷沢、大桶沢等の深い溪谷が続く急峻な山岳地域で、その背後にブナ林、偽高山帯植生と原始的な森林が広がっている。  
このような自然環境を反映して、野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動物種である大型猛禽類のクマタカが生息している。  
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 2 (1) 名 称 高坂鳥獣保護区（最上郡真室川町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和21年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
高坂鳥獣保護区は、最上郡真室川町北西部の高坂ダム上流、大沢川源流部に位置し、北端は秋田県境に接している。全域が国有林であり、ブナを主体とする広葉樹林帯が広がっている。  
このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映して、大型獣類のニホンカモシカ、ツキノワグマのほか、ホンドテン、ニホンリス等の中小型の獣類や、ヤマドリ、カケス等の鳥類と多様な鳥獣が生息している。  
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 3 (1) 名 称 鳥海鳥獣保護区（酒田市及び飽海郡遊佐町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和21年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
鳥海鳥獣保護区の大部分は、鳥海国定公園内の地域である。鹿の俣沢川や白沢川の溪谷が続き、鶴間池などの湖沼もあり、変化に富んだ地形となっている。  
高山部は、雪田草原となっており、風衝草原には、チョウカイフスマ等の高山植物群落が発達しており、標高が下がるにつれ、ハイマツ、ミヤマナラ、ナナカマド等の低木群となっている。

また、当該地域におけるブナ林の限界は、標高1,100メートル付近となっており、鶴間池一带には、ブナ原生林が残されている。

このような自然環境を反映して、当該地域には野生鳥獣が多く生息し、餌となる動物も豊かなことから、国内希少野生動植物種のイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類も確認されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第389号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、木地山、野川鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

令和元年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 木地山、野川鳥獣保護区木地山、野川特別保護地区
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

木地山、野川鳥獣保護区は、朝日連峰の南部域にあたり、長井市を流れる野川の上流域に位置し、野川本流及びその支流である布谷沢、大桶沢等の深い渓谷が続く急峻な山岳地域で、その背後にブナ林、偽高山帯植生と原生的な森林が広がっている。

このような自然環境を反映して、野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動植物種であるクマタカ等の大型猛禽類等が生息している。

特に、当該区域の南部地域は、複雑に入り組んだ急峻な渓谷と、ブナ、ミズナラ、キタゴヨウなどの天然林が広がっており、大型猛禽類のクマタカが生息しているほか、アカゲラ、カッコウ等の野鳥が数多く生息している。

また、北部地域においては広大な公有水面に隣接していることから、カワセミ、カルガモ等の水辺に生息する留鳥や、マガモ、オナガガモ等の渡り鳥が飛来するなど、多様な鳥類の生息及び繁殖のための極めて重要な地域になっている。

このため、当該区域は、木地山、野川鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

#### 山形県告示第390号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥海鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

令和元年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 鳥海鳥獣保護区鳥海特別保護地区
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和元年11月1日から令和21年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

鳥海鳥獣保護区の大部分は、鳥海国定公園内の地域である。鹿の俣沢川や白沢川の渓谷が続き、鶴間池など

の湖沼もあり、変化に富んだ地形となっている。

高山部は、雪田草原となっており、風衝草原には、チョウカイフスマ等の高山植物群落が発達しており、標高が下がるにつれ、ハイマツ、ミヤマナラ、ナナカマド等の低木群となっている。

また、当該地域におけるブナ林の限界は、標高1,100メートル付近となっており、鶴間池一帯には、ブナ原生林が残されている。

このような自然環境を反映して、当該区域には野生鳥獣が多く生息し、餌となる動物も豊かなことから、国内希少野生動植物種のイヌワシ、クマタカ等の猛禽類も確認されている。特に、鹿の俣沢溪谷を中心とした区域は急峻な地形で、イヌワシの営巣も確認されており、繁殖、採餌等のために特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、鳥海鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

### 山形県告示第391号

昭和54年10月県告示第1749号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号中「文化環境部みどり自然課」を「環境エネルギー一部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成21年11月1日から平成31年10月31日まで」を「令和元年11月1日から令和11年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

#### ロ 鳥獣保護区の指定目的

木地山、野川鳥獣保護区は、朝日連峰の南部域にあたり、長井市を流れる野川の上流域に位置し、野川本流及びその支流である布谷沢、大桶沢等の深い溪谷が続く急峻な山岳地域で、その背後にブナ林、偽高山帯植生と原生的な森林が広がっている。

このような自然環境を反映して、野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動植物種である大型猛禽類のクマタカが生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第2項第2号中「文化環境部みどり自然課」を「環境エネルギー一部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成21年11月1日から平成31年10月31日まで」を「令和元年11月1日から令和21年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

#### ロ 鳥獣保護区の指定目的

高坂鳥獣保護区は、最上郡真室川町北西部の高坂ダム上流、大沢川源流部に位置し、北端は秋田県境に接している。全域が国有林であり、ブナを主体とする広葉樹林帯が広がっている。

このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映して、大型獣類のニホンカモシカ、ツキノワグマのほか、ホンドテン、ニホンリス等の中小型の獣類や、ヤマドリ、カケス等の鳥類と多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第3項第2号中「文化環境部みどり自然課」を「環境エネルギー一部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成21年11月1日から平成31年10月31日まで」を「令和元年11月1日から令和21年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

#### ロ 鳥獣保護区の指定目的

鳥海鳥獣保護区の大部分は、鳥海国定公園内の地域である。鹿の俣沢川や白沢川の溪谷が続く、鶴間池などの湖沼もあり、変化に富んだ地形となっている。

高山部は、雪田草原となっており、風衝草原には、チョウカイフスマ等の高山植物群落が発達しており、標高が下がるにつれ、ハイマツ、ミヤマナラ、ナナカマド等の低木群となっている。

また、当該地域におけるブナ林の限界は、標高1,100メートル付近となっており、鶴間池一帯には、ブナ原生林が残されている。

このような自然環境を反映して、当該地域には野生鳥獣が多く生息し、餌となる動物も豊かなことから、国内希少野生動植物種のイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類も確認されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第392号

平成元年10月県告示第1209号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項中「文化環境部みどり自然課」を「環境エネルギー一部みどり自然課」に改め、第3項中「平成21年11月1日から平成31年10月31日まで」を「令和元年11月1日から令和11年10月31日まで」に改め、第4項第2号を次のように改める。

##### (2) 鳥獣保護区の指定目的

大平山鳥獣保護区は、西置賜郡白鷹町の市街地の北部に位置し、大平山を中心として畑地、水田、果樹園、植林地等を含む里山地域となっている。大平山の中腹には、白鷹町が整備した「ふるさと森林公園」があり、森林浴や憩いの場として広く利用されている。

また、当該地域の西側には最上川の中流域が広がり、アユ、イワナ等の内水面漁業が盛んな地域となっている。

このような自然環境を反映して、コゲラ、ツグミ等の鳥類及びトウホクノウサギ、ニホンカモシカ等の獣類などの身近な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第393号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和元年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 須川沿い特定猟具使用禁止区域（山形市、上市市及び東村山郡山辺町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 愛宕山特定猟具使用禁止区域（山形市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 船町特定猟具使用禁止区域（山形市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 長岡山特定猟具使用禁止区域（寒河江市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 5 (1) 名称 宮川特定猟具使用禁止区域（上市市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名称 白倉特定猟具使用禁止区域（西村山郡朝日町）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名称 西向沼特定猟具使用禁止区域（米沢市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名称 鬼面川特定猟具使用禁止区域（米沢市及び東置賜郡川西町）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名称 寺泉特定猟具使用禁止区域（長井市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和8年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10 (1) 名称 舟場特定猟具使用禁止区域（長井市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和5年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11 (1) 名称 白竜湖特定猟具使用禁止区域（南陽市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 12 (1) 名称 外内島、日枝特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 13 (1) 名称 内川特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 14 (1) 名称 柳久瀬特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 15 (1) 名称 飛鳥沼特定猟具使用禁止区域（酒田市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

#### 山形県告示第394号

平成25年10月県告示第974号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号中「平成35年10月31日」を「令和5年10月31日」に改め、第4項を削り、第5項第3号中「平成35年10月31日」を「令和5年10月31日」に改め、同項を第4項とし、第6項第3号中「平成35年10月31日」を「令和5年10月31日」に改め、同項を第5項とし、第7項第3号中「平成35年10月31日」を「令和5年10月31日」に改め、同項を第6項とし、第8項第3号中「平成35年10月31日」を「令和5年10月31日」に改め、同項を第7項とし、第9項第3号中「平成35年10月31日」を「令和5年10月31日」に改め、同項を第8項とし、第10項第3号中「平成35年10月31日」を「令和5年10月31日」に改め、同項を第9項とし、第11項第3号中「平成35年10月31日」を「令和5年10月31日」に改め、同項を第10項とする。

#### 山形県告示第395号

平成28年10月県告示第909号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項第3号及び第4項第3号中「平成38年10月31日」を「令和8年10月31日」に改め、第5項を削り、第6項第3号中「平成38年10月31日」を「令和8年10月31日」に改め、同項を第5項とし、第7項第3号中「平成38年10月31日」を「令和8年10月31日」に改め、同項を第6項とする。

#### 山形県告示第396号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき新庄市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
新庄都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

## 公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において令和元年11月12日まで縦覧に供する。

令和元年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	10者	山形市明石堂45番ほか61筆
上山市	10者	上山市牧野字十二神383番1ほか48筆
天童市	1者	天童市大字原町字喜内28番ほか4筆
山辺町	1者	東村山郡山辺町大字大塚字大塚1161番1ほか21筆
中山町	1者	東村山郡中山町大字長崎字中原8735番ほか4筆
尾花沢市	19者	尾花沢市大字尾花沢字楯野5939番ほか80筆
金山町	2者	最上郡金山町大字山崎字向山1684番4ほか8筆
最上町	8者	最上郡最上町大字富沢字甘酒田5061番ほか43筆
南陽市	4者	南陽市松沢字松沢一711番1ほか11筆
高島町	9者	東置賜郡高島町大字高島字大畦下3010番1ほか45筆
小国町	2者	西置賜郡小国町大字新屋敷字新井390番ほか6筆
白鷹町	6者	西置賜郡白鷹町大字浅立字堀上5426番1ほか14筆
飯豊町	16者	西置賜郡飯豊町大字中字新山2178番1ほか97筆
鶴岡市	16者	鶴岡市下中野目字上水興屋6番2ほか55筆
三川町	6者	東田川郡三川町大字横山字土橋215番ほか19筆
遊佐町	3者	飽海郡遊佐町小原田字大面15番ほか68筆

## 2 申請年月日

令和元年10月11日

## 3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和元年11月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見